

# 宗 教

## 神社と祭祀

玉前神社 一宮宇宮之台に鎮座する。「延喜式神名帳」醍醐天皇の延喜五年(九〇五年)、藤原忠平などが勅を奉じて遷修した文獻の卷九に『上総五座 大一座 小四座』埴生郡一座大「玉前神社名神大」とある古社である。上総五座とは、玉前神社と飽富神社・姉崎神社(両社とも望陀郡)今の君津郡)・の嶋穴神社(海上郡)今の市原市)・橘神社(長柄郡)今の長生郡)の五社で、玉前神社はこの頃すでに国家的な性格の裏づけをもった国家神を祭るものとして

扱われていたことが明らかである。社伝では、神武天皇の御代あるいは景行天皇の御代の創立といわれている。古文獻では、「三代実録」延喜元年、藤原時平が勅を奉じて清和・陽成・光孝の三代の事蹟を編集したもの(卷十五には、『貞観十年七月二十七日戊午』授上総国従五位上勲五等玉崎神(従四位下)。(八六七年)、卷三十一には、『元慶元年丁巳』授上総国従四位上勲五等玉崎神(正四位下)。(八七六年)、卷四十四には、『元慶八年癸酉七月十五日』授上総国正四位下勲五等玉崎神(正四位上)。(八八四年)と載せられており、当時としても格式の高い神社であったことがわかる。

祭神は、現在では玉依媛というのが通説になっているが、古くは確立したものではなかったらしい。「延喜式神名帳頭註」には、『上総国埴生郡玉前 高皇産靈孫玉前命也云不審也 今案高皇魂弟生靈子也 号前玉命 掃部連等祖也』とあり、また、「神名帳考証上総」には、『玉前神社 今在一宮村 天明玉命、姓氏録云 忌玉作 高魂命孫天明玉命之後也 古語拾遺云 太玉命所率神明櫛明玉命』とあるように、国家神として格付が定まっても祭神については定まらなかったようである。

徳川時代においても、この説が継承されており、「大日本史神祇十三」に、「前或作崎 今在長柄郡一宮本郷村 称玉崎明神 據諸鎮座記云祀大己貴命 是蓋玉前以為前玉遂附会幸魂不可信也 神名帳頭註一宮記為高皇魂命孫玉前命 然玉前命古書無所見 或伝記海神玉依姫亦無確拠」と記されている。しかし、当地では古くから玉依媛として信仰され、本地仏は娑迦羅竜王(八大竜王の一王、天海に住す)第三女とされていたもので、玉前の名称より混同された説と思われる。また、一説には、玉前の名は祭神によるものではなく、古くは九十九里浜を玉浦と唱え太東崎を南端とするところから玉崎の名づけたものとも云われている。

玉前神社は、たびたび災禍にあつて古記録・宝物なども失われたものが多く、縁起書なども古いものは殆んど残っていないが、伝承の古記録などは徳川時代に一括して整理されており、そのほか古社家(註一)に伝わる古文書も発見されているので概況を推察することができる。

(註一) 社家とは、古くから玉前神社に密接な関係のあった田中・風袋・宮本・小塚・飯塚の諸家を称し、権力をもった家柄として名主の支配外にあつた。したがって、玉前神社関係の貴重な文獻も保存され、関連のある伝承も伝えられているので、玉前神社の沿革を知るため重要な参考資料となる。

災禍のうち、最も大きな被害を受けたのは永祿年間の戦禍であつたようである。永祿九年九月九日(一五六六年)、一宮城は落城し玉前神社も焼失した。玉前神社の社家および一統は、「上総国誌」にも、『一宮社士亦専有閔軍事之勢。戦国風習可想也』とあるよう

に、戦国時代の慣行上から軍事に積極的に協力したため、落城は神社の興亡を左右する大事であつたと推察される。そこで城兵の一部を含む三百余名と共に下総に落ちのびたわけである。その途中、本納城主黒熊大膳亮の残党(既に落城し再興をはかっていたもの)にさえぎられ、小塚左内ほか数人が討死した。風袋主税之助は道をかえして迂回し、十日夜、現在の東金市の東北(玉村)に夜を徹した。「上総国誌」の田間村の項に、『市中西山麓有玉前神社。相傳、永祿中、一宮城陥日、神官社士等三百餘人奉神宝奔下総飯岡也。為本納城兵所追擊。社士等繞逃、日暮投乎此地、竄蔽中。而暗夜有光發于叢間。土人甚怖、把炬來索。竄者以實告。里民懼側、明日護途飯岡、後崇敬神威、建祠於其地祀之、名玉村』とあるのも、その経緯を知るに足る伝承の一つと云えよう。かくして海上郡守職海上刑部左衛門常忠のもとに頼つたのであつた。寄留してのち常忠の支配下の下永井に玉前神社を仮設し、その後、約十五年間に涉りどまった。

海上氏をたよつた理由としては、この時より約三十年前に飯岡砂子の玉崎神社が下永井竜王岬より還座のとき(天文二年)に田中氏(一宮神宮)が祭事を依頼されたことと、海上氏と田中氏が縁故関係があつたためであるとみられる。天正五年に一宮に帰つたが、埴生郡一宮荘は飯岡滞在中に編入されていたので、延喜式神名帳に載せられている「埴生郡一座大」の記録が災し、そのうえ、宮地の所有権も移動していたため復興は困難であつたらしい。その状況をみて里見義頼は、宮地を寄進して復興を援助している。

一宮本宮地新寄進

三月祭惣而相拘

神前走回無懈怠

可致之者也

天正拾年壬申六月十五日

里見義頼

田中右近治郎殿

の寄進状が残されており、現に新寄進の小字名のある附近が該当地といわれる。当時の宮地は現在地でなかったものらしく、地域も広範囲であったと推測される。いま小字名として残っている安房主・道祖神・浅間・飯繩・蔵王・愛宕・白山・山神・三島などは境内未社の祭地を意味するものであり、神・神門(こうど)、小池・神明前などは祭例行事に関連のある地名であることよりみて、旧宮地はこれらの地域の中心附近と考えることもできよう。

現在の宮地が整備されたのは、社殿の棟札の最古のものが、貞享四丁卯年三月十三日(一六八七年)とあることよりみて徳川時代になつてからであろう。

信仰の対象としては、古くから朝廷・豪族・幕府などの被護のもとに、上総一宮の格式を保っていた。醍醐天皇の延喜二十二年壬申年五月、勅使の下向あつて式内大社の取り扱いを受けており、歴代の神事行事の記録にもその名がみえているものが多い。鎌倉以前においても千葉系諸家の崇敬を受けたことが伝えられ、平広常は吾妻鏡にも記載されるとおり(沿革に詳記)篤く信仰したようである。鎌倉と

築されたものである。第二次世界大戦のち神祇官制が廃され、国庫よりの神饌幣帛を供進することはなくなった。

#### 南宮神社

字宮原に鎮座する。祭神は、大宮は豊玉媛・若宮(南宮)は金山彦命を祀る。大宮南宮両社縁起(文政五年・南宮神社蔵)によると、人皇十二代景行天皇の皇子 倭建命(やまとたけのみこと)が、海上安穩の祈願を込め大宮台に祀つたと云われる。その後、白鳳年間(六七二―六八五年)に美濃国の穂積某が金田郷の開発のために移住し、「美濃国不破郡仲山金山彦神社 名神」(延喜式神名帳)を金田の下山に勧請し、更に大宮台にあつた玉崎神社系の社に相殿勧請したものらしい。(註2)現在地に移つたのは応仁二年(一四六八年)で、金田郷より東浪見に移住した長谷川重郎左衛門の一族が氏神として崇敬するに便利なように懇請して願が入れられたものと伝えられている。

#### (註2)

金山彦神社は現在の岐阜県南宮神社で美濃一宮の格式であつた。大宮の豊玉媛は海神と信ぜられるところから海上安全・大漁祈願の信仰対象にもなつていたようで、文政五年壬午九月の「大宮南宮両社祓礼御名前帳」の前書に「此度海上安全漁漁繁昌之御祈禱願ニ付九十九里浦之御網主中様江御祓礼差上申候間、目出度御取納可被下候」とあり、長生・山武にわたる六十余の網主の名がみえている。また、宝曆十年九月山城国紀伊郡稻荷本社神主從三位奏親安より南宮神社神主白鳥玄蕃宛に「正一位稻荷大明神安鎮之事」の進上書があり勧遷の裁許がおりている。これは稻荷信仰が盛んになつたためとみられるが、特に稻荷社の正式な勧請とした理由は明らかでない。

の関連をみても、「本朝世紀」巻十四に、康治二年(一一四三年)八月十一日源為季が玉前神社の神罰によって頓死したことが載せられ、吾妻鏡に「治承六年八月十一日己酉、御臺所有御産氣。武衡渡御。效為御祈禱、被立奉幣御使於伊豆宮根所権近国宮社。所謂、伊豆山土肥弥太郎 菅根佐野相模大山平次 三浦佐原十二天十郎 武蔵六所宮 萬西常陸鹿島十郎 上総一宮介良下総香取社小太郎 安房東条かつらぎ時平六同国州崎社三郎」とあり頼朝が政所政子の安産祈禱をした関東十社に入っている。また同じく吾妻鏡に、「寛喜元年十一月十日、依三去四日雷電、為世上御祈、近国一宮被立奉幣御使。…中略…上総国足利五郎長氏等也。各被進神馬神劍等。又於社檀可転読大般若經之由、被仰別当等」とあり、天変地変のときの祈禱の対象となつていた。

天正十九年十一月には、徳川家康は御朱印をもつて神田十五石を寄附しており、政策的な色彩が強いとはいへ一応は名社として崇敬の対象としている。天保年間には、一宮藩主加納久微が甲冑一領を寄進している。(これは平広常寄進の甲冑が失われていることを歎いて、補正成・武田左典厩・その他の英雄の使用したものを集成して作つたものと伝えられている。)これらの事例でも明らかとなり、朝廷・幕府・武將などの信仰対象としても重要視されていたことがわかる。

明治四年六月、国幣中社に列せられている。現社務所は、紀元二千六百年記念として国庫負担を基金として、地元の協力によって新十四年南宮神社に合祀された。

長寛癸未年十一月(一一六三年)創立と伝えられる白山神社(白山権現) 祭神白山比賣命 字宮原の西端の高台にあつたが明治十四年南宮神社に合祀された。

神式行事としては、おこもりの風習が残されており現在も十一月三十日に行なわれている。祭礼は、四月十三日・九月十三日、九月十三日を大祭としている。

諏訪神社 字新地に鎮座する。祭神は建御名方命を祭る。起源については、木島系図によると「天正九年辛巳七月二十七日 香取連託して信州一宮なる諏訪を上総一宮に遷す」とあるが、木島家が上杉謙信の部将であつた鬼子島六郎三郎高保の子孫で、「梶葉紋」を使用する諏訪系の一族であることから信をおける縁起と思われる。

旧八月二十六日が祭例(現在は七月二十六日)で、昭和十八年頃まで山車(だし)の飾りつけが行なわれた。竹で形を作り紙をはり彩色した紙細工の名所模型などで珍しいものであつたが中断している。

#### 八坂神社

字東浪見の大村に鎮座する。祭神は須佐之男命を祭る。古くは午頭天王社として信仰されていた。大村の富塚知家(俗称藤島)の先祖が宅地内(現在の境内地)に西国より勧請したものと伝えられている。富塚家は明智光秀の一派といわれ、東浪見に多い美濃系一族の氏神として祭つたものであろう。同系神社京都祇園社縁起に、元慶年中京都八坂に薬師堂をたてて、ここに午頭天王の本地仏を祭り祇園社の基を開いたとある。このことより推察して、維新前に本社の別当寺であつた遍照寺に安置する金剛薬師如来と関



八雲神のわら人形

係があるものかも知れない。神剣・神鏡を別当寺に寄託したとも伝えられるが現存しない。祭礼は七月七日、旧東浪見村内を部落つきに受け渡して神輿の渡御が行なわれるので、

昔は数日にわたったこともある。

#### 浅間神社

字東浪見の綱田に鎮座する。祭神は大山祇神・木花

開耶姫を祭る。浅間山と称する標高三十メートルほどの高台に社殿がある。山の裏側に洞穴があり、富士の体内くぐりを形どったと言われる。また、中原の鶴ヶ城・亀ヶ城の物見やぐらの役をしたものという説もある。神鏡であったと思われる柄鏡が部落の所有物として保存されており、富士山の図柄は古式をしのげる荘重なものであるが鑄造は徳川時代である。祭日は七月一日で綱田区だけの祭礼で、神輿はないので渡御しないが境内に神楽殿を建てる。古くは巫子舞の一種が奉納されたようであるが伝承されていない。

#### 八雲神社

字一宮の祓所（はらいど）に鎮座する。祭神は須佐

之男命を祭る。縁起・伝承などは明らかでないが、九月十日の鶴羽神社祭礼における当境内での神式行事は、古式による珍しいものである。神門（こうど）・祓所は、玉前神社の境外の祭所であったとみ

を意味するものとみることが適切であろう。このことは、別の観点からみると、地域の同族神としての根強い意識より生まれた氏の神・産土神の性格が強かったものと思われる。いいかえると、自然的・社会的条件に制約された古代社会集団の信仰対象としての性格が、他に比較して永く残存されているものと云うことができる。以上の点からみて、同族集団が海から渡来した過程を象徴する行事が残され、或いは海という聖域に出現した玉を祭る伝承が生まれてきたことが肯けるのである。

まず、海から渡来した同族集団が祭る産土神とする根拠を挙げる事にする。太東岬が海上に突出し自然の港としての条件が備わっていた古代の地形より考えると、海上に突出した場所に古くから鎮座した安房・香取・鹿島・熊野・三島などの諸社と類似点をもっており、海から渡来した成立過程を推測することができる。すなわち、日本列島に沿って流れる黒潮ののって西南日本の住民が東国に移動し、各地に地盤を築き開拓し文化圏をつくり精神的な支柱として神を祭るようになったものである。例えば、「古語拾遺」には、阿波国（徳島県）の忌部氏が移住した場所が安房であり、祖先神の太玉命を祭ったのが安房神社であることが記されている。これは社会集団としての氏の移動が神社成立の原始型態の一つであった事例であり、玉前神社も同じ形のものともみることができよう。特に、玉前神社の場合は、第一段階の移住集団が発展的に分散してできた小集団から同系の産土神が生まれ、それぞれの小集団が信仰を中心に相互関係をもってきたものであろう。したがって、氏子圏は旧三十数ヶ村。

られ、神聖な場所とされていたため、近世になって八雲神社を勧請したものともみてよいであろう。祭礼は七月七日で、最近まで歌舞伎や武者物の当身大の飾舞台が二―三台つくられた。胴体をわらで作り衣装をつけた人形で、背景・小道具なども手の込んだものであった。現在、人形の首・衣装などが保存され飾りつけの経験者も残っている。

#### 水神社

字船頭給に鎮座する。祭神は、水波力女命を祭る。祭

礼は、三月一日と十月一日である。由緒は不明であるが天文年間田中氏が勧請したものと伝えられる。春の祭礼の翌日の三月二日には、獅子舞が各戸を訪れたが現在には行なわれていない。二人立ちの獅子舞で疫祓の意味をもち各戸は青年たちで組織されている講中に米を奉納した。古くは雨乞い行事と結びついていたものであろう。また、水神社の雨乞い行事の奇習は珍しいものである。

#### 玉前神社の祭神

玉前神社の祭神は、神武天皇の御生母である

玉依媛とするのが通説になっているが、そのほか諸説（町内の神社の項を参照）があり、他の多くの一宮級の神社のように国家神としての形態が古くから確立されたものでなかったらしい。「延喜式神名帳」に、全国一、一三二社の名神・大社が載せられているが、大部分は地形や地名を名称とするものである。そのほか、信仰対象の自然物の名・何氏の祭る神・尊い神を意味するもの（例えば国魂・郡魂）を名称とするものがあるが、祭神の御名を表わすものは殆んどみられない。玉前から連想される前玉命や玉依媛を祭神とすることは後代の付会とみるべきで、むしろ祭りを営む場所である玉浦の岬

十二キロ四方に渉る広範囲のもので、古代社会の生活圏の遺構と考えられるものである。これを具体的にみると、太東岬に上陸した移住集団が、自然的条件の制約のもとに、山つきのところや谷間の斜面の土地で他の地区と適当に隔離された理想的な居住地を求めて、現在の氏子圏に発展したものと云える。例えば、同系の古社のある北山田・岩井・下之郷が、上陸地点からみて移住の適地であったことによっても推測できる。また、祭神の系譜（祭礼の項を参照）が後世に作られたものとしても、同族信仰の基本的格付や同族の系統が暗示されているものであり、海神としての玉依媛・豊玉媛に標化された女系集団、もしくは、安房・鹿島・香取などの諸社と同じく朝廷勢力につながる同族集団を想定することもできよう。もちろん、これについては文献もなく確証とするにたる遺跡・資料も未発見であるが、遺跡・古墳の発掘（富貴楽・待山・神洗・宝条）・地形および地名の研究・古祠（神洗・小池）の調査などの総合的な研究によれば或る程度の考証が可能なものと思われる。

次に、「玉前神社の信仰は、海浜に漂い寄る石を神聖し、之を齋く社会集団が存在し、後にそれが次第に分化し変遷して現在の形になったのではないか」（日本の神話―松本信広著）とする寄玉信仰についてみてみることにする。この考え方の基本は、「タマという言葉は、物質を表すと共に魂そのものを指している。海より示現する石は石としての靈力で崇祀されると共に、もっと幽玄な靈力の象徴として尊ばれ、海という聖域から現世を訪れる神靈の示現者としての意味から崇められていたのではなからうかと考えられる。」（前掲

と同書)であり、玉前神社の伝承よりみて推測することのできる民俗学的な見方の一つである。玉前神社における奇石に関する伝承は、数種類あり年号や内容にも多少の差があるが信仰対象としての考え方は殆んど同じものとみてよい。いま、それぞれの伝承をあげてみると、

年代不明	大同元年 八月	文武天皇 大宝年間	景行天皇 三十四年 八月十三日	日本年代	西暦	伝承の概要
	806	697 706	250 260			海辺の住人兄麿・乙麿という兄弟が、夢の告げによって、太東岬に至り明珠を得た。社人の風袋・小塚・宮本・高原の姓の由来も併せて記述されている。 (上総一宮玉前社勧請由緒)
						大東釣ヶ崎の沖で夜毎に光を發するものがあり、次第に岸に近よった。東浪見の漁師これを怪み恐れていると、或る夜、八顆の玉を得た。拾って床の間に置くと、夢に「この玉は玉依媛の霊である。すみやかに朝廷に上奏せよ」との告げがあった。漁師は大いに驚いて国庁を経て京都に伝達し、時の右大臣藤原百川が天皇に上奏した。天皇も同様の夢をみられたので勅を上総国司に下し、六社を建立して、八個の玉を分納した。 (岩井鵜羽神社社伝)
						「昔、監翁早に出て潮水を汲。忽光彩波間に出没するを見る。就て索之。明珠十二顆潮際

とができるものである。

**勧請による祭神** 南宮神社(宮原)が美濃の金山彦神社・諏訪神社(新地)が信州の諏訪神社・八坂神社(東浪見)が京都祇園社

より、特定の移住者によって勧請されたことが伝えられている。(町内の神社の項を参照)これは住民移動の歴史や慣習よりみて、或る程度の信を置けるものであろう。他国の有名社を土地に祭る勧請は、近世になって盛んになったものであり、一般には氏と関係なく単なる信仰対象として祭ったものが多い。前述の三社は、特定の氏の神として勧請されたものであったが村の成立・発展と共に全域の信仰対象に変遷している。このような形式の勧請は村の成立にもつながる古い形のものと言えよう。町内においても、単なる信仰対象としての勧請も盛んに行なわれており、道路脇の一小祠も正規の手續を経て勧請した例もある。

**自然崇拜の祭神** 町内には、一祠として自然界の霊を祭るものは、山神・水神など事例が多い。しかし、特定の部落全域の氏神として祭るのは、船頭給の水神社のみである。この地域は、湿地帯であった関係で開発が他よりおくれていたことが予想されるが、先進者たちが開拓の過程において、良水を求め水禍を恐れたことは当然のことであり、自然神としての水神を祭ったものとみられる。したがって、村の成立とともに生れた古い信仰が氏神に変形したものともみるべきであらう。

**その他の祭神** 浅間神社(綱田)・八雲神社(抜所)については、伝承その他によって成立を知ることができない。しかし、地域的な

嘉祥元年	848	にあり。翁採て家に帰り、籠に盛壁間に掛。其宵明珠光明を吐・監室を照す。翁恐て、玉崎の神庫に秘す。今、三崎十二村の祭處即是也」(房総志料)
延久二年 八月三日	1070	「懐妊の後、既に三年に及ぶ、今明王の国を治むる時に臨みて若宮を誕生すと仰せらる。これによりて海浜を見るに明珠一顆あり。かの御正体に違ふ事なかりける。」 (古今著聞集)

などがある。これらの伝承を総合してみると、寄玉信仰は形象化された霊力の崇拜であり、単に物質としての石を崇拜するものでなかったようである。むしろ、神に奉仕する巫子(みこ)が託宣の形をかりて、形象化してきた伝承であり、本来は神格化された氏の祖の渡来を暗示するものであろう。「上総一宮玉前社勧請由緒」に、大同元年の伝承と時を同じくして、「御神、高はら巫子にかけ玉いて、御託宣して曰く、吾王子を相殿に齋すべし、神山靈動して山の岩われて一つの白幣神殿に入るとみる」とあるのをみても、巫子が祭祀をつかさどった古代社会では、標着物を神聖化することによって神の霊力を強調したものである。要するに、神体としての玉の存在よりも、漂着した場所や祭祀の方法が問題となるのであり、玉を齋く社会集団の発展過程が暗示されているとみてよいであらう。

以上に述べた同族集団の信仰と寄玉信仰は、国家神として祭神が格付される以前の信仰であり、古社としての本来の形を推察すること

氏神の形式をとっていることよりみて、村の成立とともに生れた産土神が本来の形であり、名称も祭神も後世になってから確立したものであろう。

**鵜羽神社祭礼** 長生郡陸沢村大字岩井に鎮座する鵜羽神社は、一宮玉前神社と特に密接な関係があり、九月十日の迎祭は当町の地域内においても重要な祭事が行なわれる。この意味で当神社の祭礼を取りあげることにした。

○御漱祭(九月八日) 俗に「おみすり」と称し、この日は必ず雨が降ると昔から言い伝えられている。この日神社に参拝するものには、甘酒を接待する。これを飲むと子供は丈夫に育ち、母親は乳の出が良くなると伝えられ、子供づれの婦人の参詣が多い。

○鵜羽神社迎祭(九月十日) 鵜羽神社の神輿、この日に玉前神社へ渡御する。これには鵜羽神社より神職一名が立会い神輿・諸祭具をきよめ祭儀に列するのが古くからの慣例である。鵜羽神社旧神職家に伝わる文書によると、鵜羽神社は彦火火出見命・豊玉媛を主神とし大同元年に大山祇尊を伊予国越知郡より分靈奉祀する由が記載され、玉前神社を御祖大明神と称し、渡御は竜宮臨幸の儀式を伝えるもので大同元年丙戌八月といわれる。

玉前神社への渡御は、岩井より一宮まで行列を組んでくるが、役割や人員も多く最近では神馬が求められないので変遷があり、将来の存続は危ぶまれている現況である。いま行列の変遷の一例をあげると

徳川時代（天保以前）

- 先駆 六人 乗馬
- 幣・弓矢・劍四人
- 童女 二人 乗馬
- 劍持 一人 乗馬
- 別当僧一人 乗馬
- 神馬
- 旗二流
- かうおし 肩輿
- 神輿（若宮・大宮）
- 神主 乗馬
- 後乗り 乗馬

明治初期

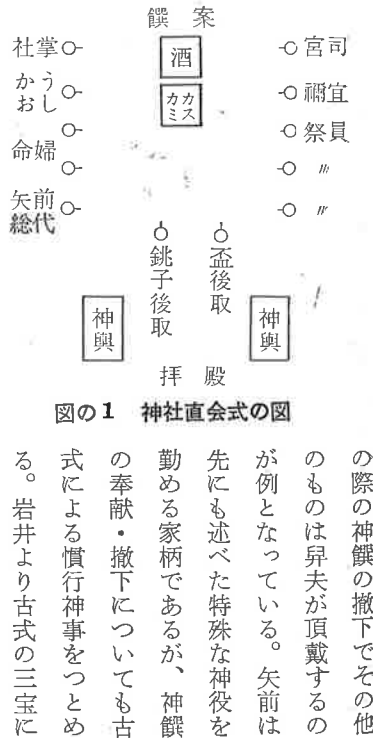
- 先駆 草分馬二頭
- 鉾持
- 若駒（待山より）
- 奉迎神職（ ）
- かうおし 三名
- 神馬
- 神輿
- 鵜羽神社神職
- 矢前・氏子総代

現行の祭礼では、九月十日、午後二時頃、神輿二基が社頭を出発する。先駆は子供たちで剣と矛とをかつぎ、幡を横にして五〜六人横列となつてかけ声をかけながら先頭になって走る。次に草分馬。続いて命婦（童子）・かうおし（童子）が、それぞれ紅白の大座布団をかさねた飾り馬に乗り、次で神馬・神輿（大宮・若宮の二基）の順に列を組んで疾駆する。一宮町字待山で休憩。このとき、玉崎神社より神官一人・騎馬白丁二人・白丁一人の牽く二歳若駒（当年当歳と称し、黒駒にかぎる。一尋駒を型どれるという）が出迎える。古くは玉前神社側の命婦一名も出迎えにでたということで、待山を命婦山とも称していた。神職の拝礼をおえて出発。この先は出迎えの若駒が先導となる。出迎えの神職は、かうおし「かうぬし」ではない。

て宮司復座し、神輿二基は昇夫によって幣殿（新筵を敷いて所定の位置が定められてある）に奉安する。列座は図示のとおりである。図によると、列座のうち矢前の座が用意されているが、これは古来より鵜羽神社の祭典の執行に絶対的な権力を持っていた家筋で河野姓である。幣殿に奉安のとき、古例では昇手が「デキヤツサエ・デキヤツサエ・アスハネエド・キヨウギリダキヨウギリダ」と称えたということであるが、玉依媛（玉前神社）・鵜嶋草合命（鵜羽神社）の神婚儀式を思わせる幣殿内の行事であるだけに面白い慣習である。次に鵜羽神社の社掌、大宮・若宮の順に神輿の開扉を行なう。再拝拍手二、一同平伏。この儀を御霊合せと称するが、玉前神社の御霊に遇わせ奉るの意であろう。

これより宮司は玉串を奉奠し、禰宜以下拝礼。鵜羽神社社掌の玉串の奉奠。ついで、かうおし・命婦の順に順次拝礼。矢崎・氏子総代礼拝。禰宜は、神饌の濁酒の瓶と「かすかみ」（註1）を撤する。次いで所役は撤下の神饌を中央に据える。盃の所役は杯を宮司に進め、銚子の後取りが宮司に酌をなし、飲みおわって、盃の後取りは鵜羽神社社掌に杯を進め、銚子の後取りが酌をする。社掌のみおわって宮司に返杯をする。続いてかうおし、氏子総代など列席の者に対し宮司より献酬を行なう。次に盃の後取りは杯を禰宜に進め、銚子の後取りが酌をなし禰宜のみおわる。続いて職員も一杯ずつ御酒をいただく。献酬が終了すると、かうおし・命婦の二人に、あらかじめ用意された引物包（おほり二枚・なす・梨・昆布など）を引く。また、矢前には「おほり」十二枚を引物とする。これは、西山の儀式

と神馬の中間に加わる。神役の一人は道祖神の神島で神二本を折り、列をはずして海岸へゆき、海水で身を潔め神を洗って、抜戸の祭場まで先行し、神輿の臨場を待つ。（最近には神が衰えたので他から用意するようになっていた）若駒を牽く白丁の無礼講は黙許公認の形で、いたる所の商店の店頭にたたずみ、酒その他の下物を強要するのを吉例とするため、予め酒肴を用意する商店が多い。そこで白丁は若駒を牽きながら歩をすすめ、用意した大袋に供物をつめ込むのが慣例であった。行列が境内に入ると、幡持ち・広鉾持の子供らは関の声を発して玉垣のそとを右より左へ三廻りする。神輿も同様に三廻りして神楽殿前に安置する。御神楽三座の奉納が始まる。供奉の社掌、かうおし、命婦等は拝殿において陪観する。このとき、乳幼児を抱いた男女が、神輿にさげであるざるにおひねりを入れて神輿の下をくぐる。乳幼児の發育健全を祈る風習である。御神楽が終ると神輿を境内西方の丘陵下（西山）に用意されたお休み場に移す、これに先立ち、本殿においては開扉献饌、神職一同そろって行列の到着を待っているが、西安下に安置すると、宮司を先頭に、神職二名それぞれ大麻および神饌を奉持して続く。神選の品目は、御食（洗米）・餅（オホリまたは牛の舌という九センチ×四、五センチ程の扁平状にした餅を十二枚）・清酒濁酒一瓶ずつ一對・堅塩の四種で、これを長さ一メートルほどの饌案に盛り神輿二基の中間に供える。宮司は大麻をとりて神輿を祓う。このとき鵜羽神社の神職は、神輿二基の中間にたつて大麻をもち、宮司と同時に左・右・左と振り合う。続いて洗米をとって左・右と神輿に敬米する。この儀おわつ



の際の神饌の撤下でその他のものは昇夫が頂戴するものが例となっている。矢前は先にも述べた特殊な神役を勤める家柄であるが、神饌の奉獻・撤下についても古式による慣行行事をつとめる。岩井より古式の三宝に盛った大豆・けつり粉などの神饌を俵状の藁づつみにして持参する。これを幣殿の神饌の一部とし、おわって撤下の「おほり」十二枚と「かすかみ」を戴いて前記の俵に包んで帰る。以上の行事が終ると、鵜羽神社の社掌は神輿に向つて再拝拍手、一同平伏のうちに扉をしめる。続いて神輿は再び西山に立ち寄り、抜戸に向つて出発する。その間、神馬は、石段下の大松に繋いでおき、傍らに新筵を敷きその上に新しい手桶に酒一升を入れ黒椀を添えておく。神馬の牽手が頂戴する。肴は「かすかみ」を長い古式の膳にのせてだす。

（註1）「かすかみ」とは、九月五日に晴雨にかかわらず一宮川に出漁して採った鱈を三枚におろし、酢で鱈とし、それを濁酒の粕につけたもので、一社伝来の神饌として今に伝えられている。勝浦市矢代嘉春氏の考証では、「粕にかもしたものの意」、また神社職員の談では、「粕か身」が名称の由来としている。

以上に述べた行事は、現行のものであるが、房総志料続編には、徳川時代に行なわれていたと思われる古式の行事が詳細に載せられて





古代より伝わる発火器（火起し儀式）

いるので参考のため  
の転記すると  
『一宮玉前神前に  
至。神輿を東の方  
神楽殿の前に置、  
神楽を奏すること  
四座、疊て神輿を  
西の方に移す。此  
時岩井の神主別当  
及神役の者、幣殿  
に登る。一宮神主  
中に座し、岩井の  
別当東に座し、神  
主右に座す。一の  
宮の社人、別当の

神饌は洗米・御酒・おほり・竜形餅（平型の大小二枚の餅、化して  
鱧に変ずると伝えられる）・かじめ・枝大豆・野菜・塩水を三台の  
三宝に盛って献ずる。ここにおいて社掌は祝詞をあげる。続いて玉  
前神社神職・かうおし・命婦・矢前・氏子総代の順に拜礼をする。  
おわって撤饌。竜形餅は、矢前が持参の俵に、前に述べた玉前神社  
の神饌と共に包んで持ち帰る。他の神饌は、当年当歳が頂くのが慣  
例である。ここでも当年当歳は無礼講ぶりを発揮する風習が現在も  
残っている。房総志料統編にも、『当歳駒を牽きたる酔翁、岩井の  
神輿の前に出、種々祝儀物をねだる。かりまめ何十駄、かじめ何百駄  
杯と、たいそふな事をいふ。岩井神役のもの、さまざま云なだめて、  
まげせんとすれ共、なま酔にして、何共聞きわけず。甚こまる也、  
是を年々吉例となす』とあるのをみても古くより行なわれていたも  
のとみえる。儀式をおえ行列は一宮へ向う。途中、玉前神社の西山に  
休み帰途につく。到着は深夜になる。玉前神社・祓戸より俵に包ん  
で持ち帰った「かすかみ」「おほり」「竜形餅」は、鶴羽神社境内の  
小池に投じるが、神使の鰐に供養するためと伝えられている。

玉前神社大祭 九月十三日（古例では八月十三日）の祭礼に先  
だち、特殊神事が行なわれるが、そのうち主なものをあげてみると、  
○九月八日 各部落で職立を行なう。

○九月九日～十三日 潔斎のため、神職一同社務所に参籠し、海浜  
において早朝の潔を行なう。

○九月十一日、午前三時、神職一同 海浜にて潔斎。この日、火を  
改める。これは、古代の発火方法で火を起す儀式で、その方法は写

下に座し、夫より一の宮の役人次第に座す。神前階上扉の前に命婦  
座し、神酒及幣を備う。後に神酒を下す。少年の社人酌をとる事、  
擧つて一の宮神主神輿の前に来り拜す。後神輿を幣殿に昇入、直に  
かき出し、一の宮下夕の原といふ処に至、』（房総志料統編）とある。  
祓戸の祭場は、八雲神社境内の高台にある。ここに行列が到着する  
と、弓役は馬上より丑寅（東北）の方に向けて白羽の矢一筋を射る。  
続いて神木の下に敷かれた新藁のうえに神輿を東向に安置する。さ  
きに道祖神より先行した神役は、海水で深いた神の枝を神輿に奉る。

真のとおり、檜材の六センチ×六〇センチ程のもの二個を併列させ、  
その間に同じ椀質の丸木（経十五センチ×長サ三十センチぐらゐ）  
をはさみ、それに麻繩をまといつけて、その末端を手にし、二人のも  
のが左右に分れて檜を摺り、丸木材が早く回転することによって角  
材との間に火を出させ、これを点じて火種とするものである。維新  
前は、この火を年間をとおして用い翌年の九月十一日に再びこれを行  
なつた。現在では十三日の例祭執行までの用に供するようになって  
いる。この火は神聖なものとして、喫煙のためなどには用いない。

○九月十二日 御漱祭（おみすり祭） 早朝の潔斎は例のとおり。  
この日は神輿・神具の清洗を行なう。神輿の清洗は、釣ヶ崎へ渡御  
の昇夫が奉仕して実施する。大宮は一宮本郷（市街地）・若宮は下  
村・原の分担とするのが例である。午後五時、氏子総代等が参列し  
て神輿を社殿に安置して祭事を行なう。この時神楽を奉奏する俗事  
としては、この夜氏は神前に参拝、神輿にお賽銭を上げるか、若  
しくは餅・赤飯などを重箱につめ神前に供える風習が今だに続い  
ている。これは、昔氏が夜を徹してお籠りを行ない、その時、食料  
を持参した風習が現在このような形で残っているのではあるまい  
か、以上のような前日までの行事も、古式が守られているもので、  
神事慣習として珍しいものである。

○九月十三日、午前十時大祭の儀が行なわれる。戦前は勅使が参向  
厳肅な儀式が行なわれた。現行では玉前神社に渡御する神輿は、玉  
垣神社（下之郷）・三宮神社（北山田）の二社であり、午後二時頃来着  
すると玉垣の外を三たび回って、それぞれ所定の場所に安置され

る。この神輿は文政八年までは玉前神社の神輿と共に釣ヶ崎の祭典  
に参加していたがその後このように変更してしまった。（釣ヶ崎の祭  
典の項参照）玉前神社は例大祭執行中は仮の旅所に安置され、正午  
頃例大祭儀式終了と共に神楽殿前に前御する。ここで御神楽三座が  
奉奏される。おわって神輿は幣殿に据え、神饌を供え、修祓・開扉・  
続いて宮司神幸の祝詞奏上、次に禰宜以下の拜礼あり、神饌を撤す  
る。神前の高机に安置してある二本の御幣のうち、白幣を宮司が奉  
持して大宮へ、青幣を禰宜が奉持して若宮へ安置する。これより神  
輿釣ヶ崎へ渡御のため出発。行列の次第は変遷があるが二、三の例  
をあげると、

元祿の頃	享保の頃	明治末期	昭和三十 八年実施
○神 ○幣 ○馬（数人） ○旗 同 同 ○馬（神子） ○馬（神子） ○鉾 同 ○神馬 ○大刀 左門 ○大刀 右門 ○大和 ○幣 ○鼻高（天狗） ○神輿（若宮） ○同（大宮）	○前驅 ○草分馬 二頭 ○行列係 二人 ○猿田彦 ○太鼓 三人 ○眞禰 二人 ○神主騎馬 ○附白丁 ○附白丁 ○附白丁 ○附白丁 ○附白丁 ○附白丁 ○附白丁 ○附白丁	○前驅 ○大禰 ○猿田彦 ○太鼓 ○鉾 ○草分馬 ○神馬 ○かうぬし ○神輿二基 ○禰宜 ○宮司	○草分馬 ○行列掛 ○猿田彦 ○太鼓 ○眞禰 ○神主騎馬 ○錦旗 ○大刀持 ○神馬 ○若宮 ○禰宜騎馬

○鳥毛	○若宮 五十人	○大宮
○同	附白丁	○宮司騎馬
○鍵	○神職主典 二人	○後乗
○同	○氏子総代	○雑仕
○長刀	附白丁五十人	
○同	○大宮	
○狹箱	附白丁二人	
○同	○宮司騎馬	
○同	○後駆騎馬 川島区	
○香	(註1)	
○口取	○雑仕	
○同		
○神主		
○侍		
○同		
○草履取		
○立笠		
○馬		

行列は、町内を除行し、神門(こうど)というところまでゆく。こ  
こより、猿田彦・太鼓・真榊・錦旗・鉾が列をはなれ、神輿を見送  
る。行列は神門をでて一斉に疾走し、一宮原へ海岸を経て釣ヶ崎へ  
向う。釣ヶ崎の祭典をおえて(釣ヶ崎の祭典については別記)、神道  
(カミノミチ)を疾走して、神門に到着すると、先に当所まで先導し  
て帰還を待っていた猿田彦・太鼓・真榊・錦旗・鉾などが若宮のみ  
先導して還御する。宮入りにあたり玉垣外を右回り三回して、幣殿  
に奉安する。大宮は町内を巡幸したのち還御する。ここにおいて還  
御祭が執行される。みすを巻きあげ、宮司・禰宜は同時に立って神  
輿の扉を開き、再拝拍手。一同平伏のうちに、宮司は大宮・禰宜は

若宮の幣を奉持して饌案の上におく。宮司は、祝詞を奏し玉串を奏  
奠する。禰宜以下拝礼。宮司閉扉、一同平伏して祭儀をおえる。神  
輿を幣殿より神庫に移して祭礼の一切の行事がおわる。  
(註1) 神輿渡御の先駆(猿田彦・榊担)および後乗りは、古来より陸沢  
村川島区の氏子が奉仕することが慣例であった。鶴沢源兵衛・麻生藤右  
衛門などが奉仕する特定の氏子であった。伝承によると、川島の地頭脇  
坂氏に替って行なうもので、佩刀・袴の武士の服装で参列するのが古例  
である。

#### 南宮神社の神馬行事

南宮神社の九月十三日の祭礼では、釣ヶ  
崎への御輿渡御には、玉前神社と同じく神馬が参列する。この場合、  
玉前神社の神馬が御輿と同行するのと異なり、独自の行事がもたれ  
るのが特徴である。これは漁業と結びついた神式行事であり、九十九  
里沿岸の漁業が盛んであった頃の遺風を伝える貴重な民族行事とい  
えよう。祭礼にさきだつて行なわれる神馬の足ならし・御幣切りな  
どの準備行事や、当日の慣例も比較的古い形で残されておる点でも  
保存されることが望ましい祭礼行事の一つである。

#### (1) 祭免と御幣切り

東浪見の氏子のうち祭免と呼ばれる特定の  
家が三軒ある。これらの特定の家とは、原の三郎兵衛(小安栄作)・  
岩切の善八(富塚繁男)・岩切のマクサブ(小関ませ)の三軒で、古  
くから南宮神社の祭礼には特別の役割をしめていたものらしい。古  
くは、免地が五畝歩宛あり、地頭より一斗八升五合宛の下賜があっ  
たといわれる。現在では、年ごとに交代で御幣切りの齋家(祭りを  
つかさどる家)となり、九月十日に神職がこの家で祭儀を行ない、神  
馬と若宮の御幣およびぬさ(美濃紙二十条ほど)を使用し、祭典に使用

する大型のもの)を切るのが例となっている。なお、当日の供物を  
調える役も兼ね、枝豆・かつおぶし・海藻の三種をそろえ供物とし、こ  
の供物がそのまま九月十三日に行なわれる神馬行事に使用される。

#### (2) 神馬の選定・行・飾りつけ

祭礼に先だち、東浪見の氏子総  
代・世話人によって神馬(カミノウマ)が選ばれ、続いて神馬の引手  
が選任される。引手は祭礼にそなえて神馬の調教・足ならしをさせ  
る。この際、祭礼前七日間は女気をたち(自炊をし女子との接触を  
一切たつ)、海水で水ごりをとり身をきよめ、馬の足ならしの仕上げ  
を行なう。引手には順位があり、初年度は左口取り次年度よりは右口  
取りし左あととりし右あととりと位置をかえる。引手の経験者のう  
ち馬の飾りつけの技術を習得したものが親方と呼ばれ、行事の主宰  
者として一切をとりしきる。現在、枇杷畑の小関春太郎が昭和二十  
三年以降この役を引き受けているが、それ以前五〜六十年間は新熊  
綱の船方が独占(最近では田中岩松・小関銀蔵)していた。

馬の飾りつけは、普通には馬主の家で行なわれる。まず、たてが  
みを七五三に結う(かみを結うと称し別図のようにする)――尻尾  
を鎌で櫛けずり布製の尾袋をかぶせる――。旗本土方家で使用した  
乗鞍(くら)のをのせ――ゆたん(飾り掛け)をつけ――腹巻をま  
き――五色のたすきを掛け、口取りをつける。一方、引手は彩色の  
手こうをつけ五色のたすきを掛けて仕度する。

#### (3) 出発より海岸まで

馬主の家で、立おみきをし手打三回を行  
なったあと、口とり二人は白びしゃく親方は黒塗のひしゃくを持ち、  
馬と人(口とり・あととり・親方の計五人)が一団となって小走り

で南宮神社に向う。宮原地内に入ってから神の道より南宮神社に到  
着すると社殿のまわりを三回して神前に向い正立しお祓を受け、馬  
つなぎと称する二本ならんだいちょうの木に神馬をつなぎ水をのま  
せて休ませる。この時、馬に与える水を子供が飲みにくる。これは、  
この水を飲むと丈夫に生長するという俗信によるものである。その  
間氏子総代・親方・引手は御神酒を戴き、親方は神主よりお守札お  
よび神の馬の額飾の下附を受け、祭免の家でとのえた供物の下賜  
を受け袋に入れて腰につける。しばらくして、神馬は南宮神社を出  
発し金田浅間神社(俗称金田元宮)に立寄り、宮を三回まわり、神  
馬はしめなわの張ってある指定の場所で小憩。関係者は御神酒をい  
ただいてのち、道を返して市街地入り、一宮駅南側の踏切をわた  
り、抜井戸を経て海岸にでる。この順路は東浪見地区より神馬がで  
た場合で、古式によると金田より神馬がでて、金田浅間神社に立寄  
るのが先であった。

#### (4) 納屋での行事

海岸にでた神馬は、東浪見地区内の納屋に立  
ち寄り、それぞれの納屋で行事を行なう。昔は原・新熊・大村・枇  
杷畑の納屋の全部が対象であったが現在は省かれている。どの納屋  
にも神馬は勢をつけ、すさまじい勢いで飛び込んでくるが、納屋で  
は酒肴をととのえて待ち受けている。まず最初の新熊納屋では、神  
馬は納屋のそとの松につなぎ、水と食べ物(米と大豆を合せて洗っ  
たもの)を与え、引手・親方は納屋に入り、船方一同と酒を汲みか  
わす。酒の一順した頃、親方は「ほしか(まいわし)を買いたい大豆  
と交換では」と申しでるが、まかない(網の帳元)は頑として承知

しない。量も出ししぶり値もあげようとする。いろいろなかけひきが行なわれてようやく交渉が成立すると、神社側の親方は袋のなかから枝豆・海藻を取りだし、一方まかないは牛の舌もち（もち米とうるちをまぜて餅につき、水につけてまたつきなおし、牛の舌のように平たくのばしたものを）をほしかの代りとして取りだし交換する。交換をおえて手打を三回やり取り引き完了ということで次の納屋へ出発する。大村納屋では、中食をとる関係で酒肴もたっぷり用意され最近までは風呂まで用意したということである。この納屋では牛の舌もちが現金の代行となり、ほしかを買う形式をとる。やはり交渉が成立すると手打を三回して次の納屋へと移る。枇杷畑の納屋では、時間の関係から神馬が納屋のなかに入り込み、取引も手早く行なわれる。ここではかつお節をとり出して購入契約という形をとるようである。ここでも取引が成立すると手打を三回して祭典場に向うということになる。

とにかく、神馬は買人の乗物としての船を象徴するもののように、納屋での取引における会話の一部に、例えば「船は新造だからまだまだ積める」といったようなことが話されることからみても推察できざる。また、現在では、幾分形がくずれているようであるが取引の形式も、交換・現金・契約といった形が任意に取り入れられていることも、漁業取引の遺風をのこす神式行事と考えることができる。

釣ヶ崎の祭典 九月十三日の玉前神社の祭礼における同系神社の釣ヶ崎への渡御は、俗に「十二社祭り」または「裸まつり」と呼ばれ、たくましい若人になう神輿の列が広々とした太平洋を背景

椎木 玉前神社	宮本⇩椎木 若宮⇩綱田	(2)	2
------------	----------------	-----	---

( )内は、旧記によるもので、文政頃の記録では下記のようになっている。

千年以上の歴史をもつだけに、参加する神社・祭典場への入場順位・着座順位などいろいろと変遷はあったようであるが、古式による慣例が多分に残されており貴重な民族行事であることは、現在も変りないものといえよう。

いま、その変遷を古記録や伝承によってたずねてみることにする。まず、古記録では、嘉祥三年（八五〇）の三之宮福大権現由越書の元禄三年の写しに、「一番下之郷玉垣大明神、一番三宮福大権現、三番本（奉）納大明神、四番二之宮大明神、五番金田村南宮大明神、六番一之宮玉崎大明神の神輿十二社は、太東釣ヶ崎という所へ出御、此小高椎木村綱田村中原村和泉村、是を山之内四ヶ村という。此村々の氏神神輿毎年出向え、神盞合せの儀式執行せられ、右終りて各社神輿還御せられたり。」（長生村海老根省三家文書）とあり、一宮の「高原五左衛門家文書」にも祭礼の定式としてほぼ同じようなことが記載されており、この形が古式に近いものと考えられる。その後、出入（争いごと）などによって参列する神社に移動が何回かあったようであるが、そのうち記録にあるものでは、

(1)安永八年（一七七九）八月十三日二宮神社（現在茂原市）氏子の関係した大出入があり、以後は二宮神社は、大芝まで渡御するのみと

に波打ちぎわを疾走する情景は誠に壮観なものといえる。テレビ・ラジオ・新聞・週刊誌などが祭礼のたびごとに題材として扱うことも当然であろう。古くは玉依媛の眷族を祭る八つの神社の氏子圏である旧三十数ヶ町村にわたる更に大規模なもので、関東地方における数多い祭礼のなかでも異彩ある有名なものの一つであった。

(註1) 玉前神社と同系神社の氏子圏

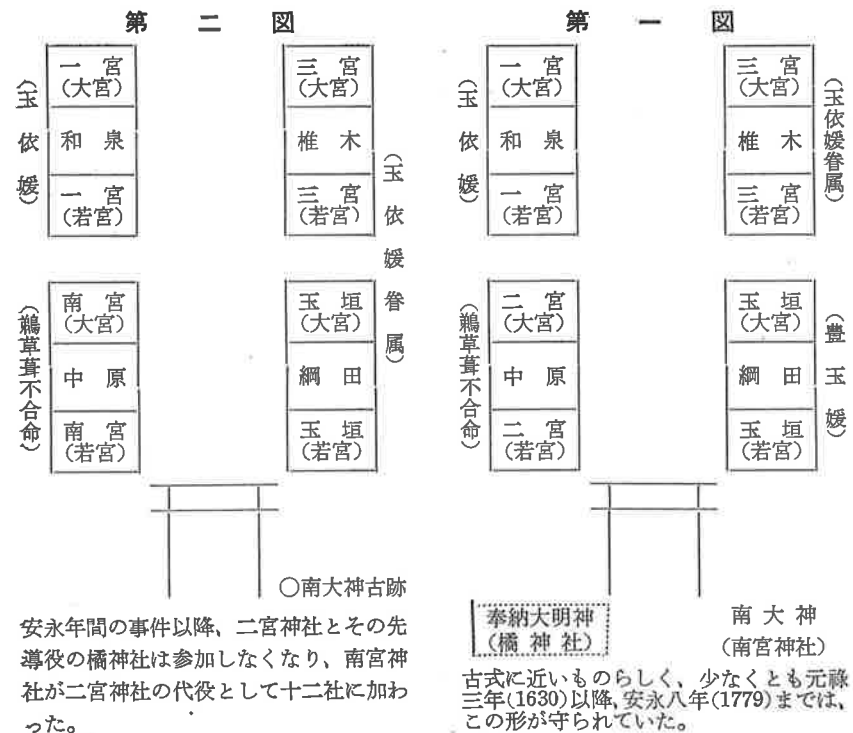
一宮 玉前神社	宮本⇩川島・小滝・一宮 若宮⇩上市場・川須ヶ谷・藪塚・大芝・岩沼・木崎・谷本・水口・北水口（法目・七渡・小櫛）	(15)	12
二宮神社	宮本⇩山崎 若宮⇩（永谷・押日）	(3)	1
北山田 三宮神社	宮本⇩寺崎・七井戸 若宮⇩北山田・大谷木・内永井・猿袋（三ヶ谷）	(7)	6
玉垣神社	宮本⇩下之郷 若宮⇩上之郷（岩井）	(3)	2
鵜羽神社	岩井⇩	0	1
南宮神社	宮本⇩金田 若宮⇩宮原・東浪見・信友（船頭給）	(5)	4
以上が鵜羽神社の社伝による六社。		(33)	26
中原 玉前神社	宮本⇩和泉 若宮⇩中原	(2)	2

なった。それまでの慣例では八月十二日に大芝まで渡御、十三日に祭礼に参加した。（海老根家文書・その他）  
 (2)文政十年（一八二八）八月十三日の祭礼は都合により十六日に延期されたが、当日一宮の百姓庄三ほか十三人は、一宮神主田中但馬に砂を掛けたものがあつたのを憤り、そのいたずらは中原村のものといひ追いかけたところ、中原の神輿のかつき手は、神輿を置いて逃げ去った。中原の神主弓削出雲はその場にとどまり神輿を守護しようとしたため乱暴を受けるといふ騒ぎがおこった。その結果は、示談となり旧例は守るようになったことが陸沢村古山真義家文書「差上申済口証文之事」にみえていゝ。一節を引用すると「祭例の砌、釣ヶ崎神輿渡御之刻、横並行列之儀は、左之方一宮御輿へ田中但馬供奉仕り、其中央和泉村神輿に弓削出雲供奉仕候儀、示談之上取纏候。……中略……其前後行列並神式古例之通相守り可申筈、」とあり、この分については、従来の慣例によるようになったようである。

(3)また、(2)の出入のとき、仲裁に入った大谷木村七五郎・助左衛門、永井村甚七、寺崎村長五郎は海中に投入せられ、北山田神主下男五助は着衣を破られ、上之郷村治兵衛・七井戸村平左衛門・下之郷村三郎兵衛はなぐられて逃げるという仕末で、村々の名主・組頭・神主にこの旨を伝えたため、村々の役付きの者たちは、協議のすえ明年より神輿の渡御を取り止めることを申入れてきた。一宮本郷村の役人は仲介を立て問い合せたところ、「神輿渡御へ何地まで越し候共当方の氣随卜相極メ候故、不如意に候へば勝手ニ召さるべ



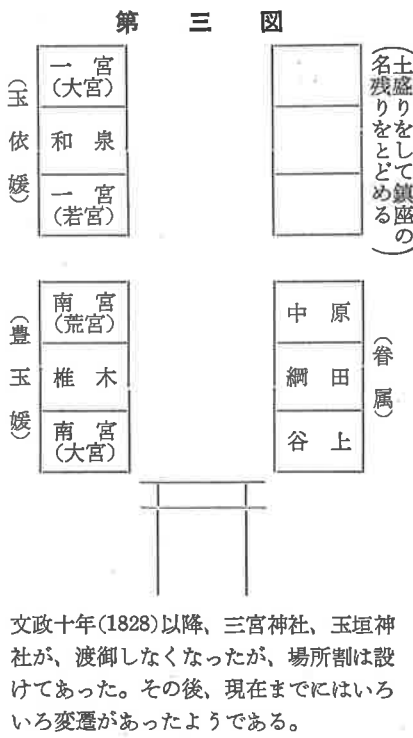
し」(陸沢村古山真義家文書「償証文之事」と返答があったが、懇願のすえ玉前神社まで渡御ということで落着いている。従って、これより以降は、三宮神社・玉垣神社の釣ヶ崎渡御は取止めとなった。以上のような事件のため、釣ヶ崎へ渡御の神輿に移動があったため、祭典場の着座の位置は、凡そ次の図のように変遷している。



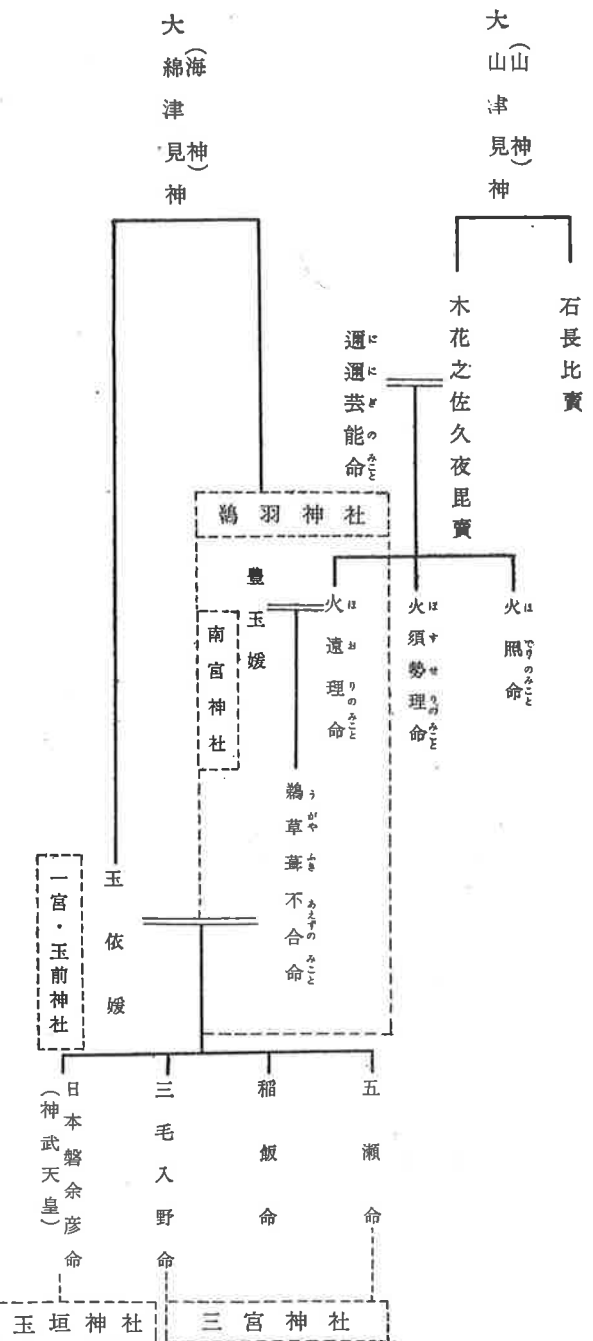
橋神社	本納町 字御舟形	弟橋媛命	景行天皇四十一年正月日本武尊創建
玉前神社	中原 岬町太東 字中原	玉依媛(和泉) アラミタマ 鶺鴒葺不合命(中原)	
玉前神社	椎木 岬町太東 字椎木	玉依媛(網田) アラミタマ 豊玉媛 火遠理命(椎木)	

八坂神社	岬町谷上	日本武尊命	
鶺鴒葺不合命	陸沢村岩井 字宮の前	彦火火出見命 豊玉媛 鶺鴒葺不合命	大同元年八月

また、「古事記」によって系譜をひろってみると次のとおりになる。



神社名	所在地	祭神	備考
二宮神社	茂原市五郷 山崎宮後	五瀬命 鶺鴒葺不合命	
三宮神社(三社神社)	陸沢村北山田 字宮台	五瀬命・稲飯命・三毛入野命	嘉祥三年八月創建
玉垣神社	陸沢村下之郷 小谷	神日本磐余彦命 豊玉媛 金山彦命	大同二年創建
南宮神社	一宮町宮原 字宮の台	玉依媛	
玉前神社	一宮町一宮 字宮の台		



この系譜を基本に、前述の祭礼形式の推移をみてみると、氏子團を中心とした社会集団の発祥・渡来を象徴する宴(ウタゲ)の形式

を祭典の行事によせて伝承しているものと推察することができる。海老根家文書・高原家文書による序列を祭神におきかえてみると、

玉垣神社	三宮神社	先 触	二宮神社	先 触	玉前神社
五 瀬 命	日本磐余彦命——稻 飯 命——(橋神社)——鶉鶉草葺不合命——(南宮神社)——玉 依 媛	(神武天皇)	三毛入野命	玉依媛第四子	玉依媛第一・二・三子
玉依媛第四子	玉依媛第一・二・三子	玉依媛の夫			

となり、平安初期に祭神を国家神とする必要性から生まれた構想であるとしても、玉依媛を中心とする眷族の序列が整然と保たれている。これが安政八年以降、二宮神社(茂原市)および先触の橋神社(本納町)が参加しなくなると、古式を守るため南宮神社が二宮神社の代行を勤めた。第一図・第二図では、玉依媛と鶉鶉草葺不合命が並列して主賓の地位を示めており、眷属の祭典らしい形式をしめしている。これが文政十年以降において、玉垣神社・三宮神社が参加しなくなってきたからは、古式もくずれ眷属の祭典としての意義も失われてきたようである。現在の着座順では、玉依媛・豊玉媛を中心とする祭典に変わってしまった。このように現在までには、参加の神社・序列などの変遷が多かったようであるが、玉依媛を中心とした眷属の祭典であることには変わりがない。

- ここに現存していた祭礼形式を順を追ってのべてみると、
- (A)前日までの諸社の関係行事
- (1) 陸沢村岩井の鶉羽神社では、九月八日御漱祭(おみすり)、九月十日一宮玉前神社へ渡御。(行事については別記)
  - (2) 九月十日、通称山之内四社と呼ばれる綱田・椎木・中原・和泉

- 和泉は残って三社は祭典場へ、谷上も続いて入る。
- 玉前神社神輿、鳥居前到着。しばらく休憩ののち、若宮―和泉―大宮の順に祭典場(御旅所)に入る。
- 御旅所における各社の神輿の場所割は前述のとおり、附近の荘殿は図示のとおり。
- 神輿渡御の前より、神楽殿において笛・太鼓の御離子が奏せられる。(昭和初年までは巫子舞が行なわれたが現在では絶えている。御離子の種類は、昇殿・鎌倉・巫子・剣(つるぎ)・おっぴいひやりこ・梅がいのちょうす鉢などが奏せられたが、現在では昇殿・鎌倉などになった。
- 御旅所の祭儀―大宮・若宮の神輿に、各四台づつの神饌(洗米・オホリ・鱧物・果物)を供える。そのあと、宮司が祝詞を奏し、祭員一同拝礼。つづいて神饌を撤する。
- 南宮神社山之内四社も、それぞれ祭儀を行なう。
- 南宮神社の若宮―大宮の順に還御、つづいて谷上の神輿も帰途につく。
- 次に綱田・椎木の神輿がこれにつづき、その後
- 中原・和泉の神輿が、第二鳥居のところに至って玉前神社の神輿を待ち受ける。
- 最後に一宮玉前神社の神輿が還御するとき、途中で待ち受けていた、中原・和泉の神輿の昇手は、「サラバネエサン・来年ゴザ・レサーサーサ・々々」と合唱し神輿を高く差しあげて、一宮の玉前神社の神輿に別れの挨拶を行なう。

の神輿の四社は、中原の大宮台に出御して御漱祭を行ない、年毎に交代で綱田・椎木のうち一社が十三日までとどまる。

(3) 玉前神社では、九日以降、祭典当日まで特殊の神式行事が行なわれる。(鶉羽神社渡御奉迎・火あらため・御漱祭など―詳細別記)

(B)九月十三日釣ヶ崎の祭典

○山之内四社のうち一社は十日より大宮台に泊っているが、十三日午後他社の来社を待つて揃って出発する。綱田―中原―椎木―和泉の順で、椎木―綱田―浅間下を通過して海岸へでる。

○谷上の八坂神社の神輿は、前の四社よりおくれて出発。

○南宮神社神馬出発(午前十一時頃)―行事については別記。

○南宮神社神輿出発。

○玉前神社神輿出発。

○綱田・椎木・和泉・中原の神輿は、海岸へでたところで休み、南宮神社の二社が通過するのを待つ。谷上神輿到着して同じく待つ。

○南宮神社神輿通過。

○山之内四社、祭典場入口鳥井前まで進み休み、続いて谷上も同様にする。

○さきに出発した綱田・椎木の神輿は、神の道を三丁ほどの行程の十字路に左右に分れて玉前神社を奉送する。神輿を高く投げあげ受けとめながら「ヤッサッサ」を合唱する。

○玉前神社の神輿は走りぬけて神門(ゴウド)に向う。

○綱田・椎木の神輿は帰途につく、浅間神社下で神輿をもむ。(俗におどると称し、木遣を歌いながら一定の場所で神輿をもむ)、つづいて椎木の宿(市街地)でまたおどる。

以上の順で、釣ヶ崎を中心とする祭典は終るのであるが、古式からみると変遷が多かったようで、本来の意義は失われているものと思われる。しかし、玉依媛を中心とした眷属の祭典としての形は保存されているものと云えよう。

神道の国教化による影響 徳川時代においては、政策上の利点から仏教寺院を利用していたが、明治維新にあたって新政府がとりあげた宗教政策は、復古主義の精神を基調とした神道の国教化であった。神仏分離令は、その政策の実践であり神仏判然が本旨であった。しかし、結果的には、江戸時代の旧幣打破と神祇崇拜・国粹思想・天皇制の確立などがからみあって仏教排撃を激化させたため、事実上は廃仏毀釈運動となった。町内においては、軍荼利山東浪見寺においてやや激しい動きがみられたほか、平穩のうちに神仏分離が行なわれている。特に、綱田部落は、寺院を廃寺とし殆んど全戸が信徒に転じているにもかかわらず過激な行動はとられなかったといわれる。明治三年の大教宣布の詔の発布を期として、宣教師が地方を巡回し講演会を開き、神式の葬儀によることや神葬祭による祖先